



ご来院の皆様へ



暴力・暴言・迷惑 行為は許しません!!

当院は安心・快適な療養環境を提供するため、次のような迷惑行為等があった場合に診療をお断りする場合があります。
また、他の患者さんの迷惑及び診療に支障が生じる場合には警察へ通報いたします。

- 病院内で理由なく居座る行為
- 大声や暴言を発するなど職員を威嚇・恫喝する行為
- 器物破損、暴行、傷害、窃盗等の犯罪行為
- セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等により他の病院利用者や職員に迷惑を及ぼすこと
- 対応し難い要求の繰返し又は長時間の面談・電話等により病院の業務を妨害すること
- 病院の円滑な診療や業務を妨げる行為 等

みらい光生病院長